

木造建物調査積算要領〔軸組工法〕の解説（主たる修正点）

（平成26年4月制定、令和6年3月改訂）

番号	変更内容	変更理由
1	Q4「建築工法とは」を追加	木造建物調査積算要領〔軸組工法〕の制定により建築工法を調査する必要性が生じたため。
2	旧Q53「控除する開口部面積」を削除	従来の算出方法に対するQAで、現時点では不要なもの判断されたため。
3	旧Q61「階段室の標準の内壁施工面積が定められている理由」を削除	制定当初に対するQAで、現時点では不要なもの判断されたため。
4	16 樋工事を追加	統計単価及び合成単価の作成による積算の合理化のため。
5	「プレハブ建物及びツーバイフォー建物見積依頼要領（案）について」を「建物見積依頼要領（案）について」に変更	木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法及び木質系プレハブ工法〕の制定により、新たな用地企画官事務連絡が発出されたため。
6	26 その他（建物移転料算定要領第6条第2項関係）を追加	地域福利増進事業ガイドライン（令和5年6月）において、朽廃建築物の補償金の額を不動産鑑定業者の鑑定評価の結果（中略）取得の対価はゼロであるとするのが考えられる。」との見解が示されたため。
7	27 算定例	木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法及び木質系プレハブ工法〕の制定により、建物移転料算定表、様式第1及び様式9が変更になったため。
8	その他、誤字脱字等の技術的修正	

非木造建物調査積算要領の解説（主たる修正点）

（平成26年4月制定、令和6年3月改訂）

番号	変更内容	変更理由
1	目次の新規作成	木造のQAと平仄を合わせるため。
2	Q1-6「建築工法とは」の追加	非木造建物調査積算要領の一部改正により建築工法を調査する必要性が生じたため。
3	旧Q1-11の削除（プレハブ住宅の調査積算）	非木造建物区分Ⅱの定義が変更になり、不要になったため。
4	Q1-15「数量算出の単位における通常使用されている例とは」の追加	数量算出の通常使用されている例を示す必要及び統計単価を適用する場合の通常使用されている単位の例を示す必要性が生じたため。
5	Q3-16「階段室内壁施工面積について」の追加	住宅用途に係る階段室の調査算定方法を木造建物と非木造建物とで共通化したため。
6	8 その他（建物移転料算定要領第6条第2項関係）を追加	地域福利増進事業ガイドライン（令和5年6月）において、朽廃建築物の補償金の額を不動産鑑定業者の鑑定評価の結果（中略）取得の対価はゼロであるとするのが考えられる。」との見解が示されたため。
7	9 算定例	非木造建物調査積算要領の一部改正により建物移転料算定表が変更になったため。
8	その他、誤字脱字等の技術的修正	

曳家移転料算定要領の解説（主たる修正点）

（平成29年4月制定、令和6年3月改訂）

番号	変更内容	変更理由
1	Q4の見出し修正	建物移転料算定要領第2条で区分する木造建物Ⅰの判断基準に変更があったため。
2	その他、誤字脱字等の技術的修正	

機械設備調査算定要領の解説（主たる修正点）

（平成20年6月制定、令和6年3月改訂）

番号	変更内容	変更理由
1	P24別添1 機械設備図面作成基準（別表）配置図の作成の方法等の文言修正	木造建物調査積算要領〔軸組工法〕、木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法及び木質系プレハブ工法〕の制定により修正の必要が生じたため。
2	その他、誤字脱字等の技術的修正	

附帯工作物調査算定要領の解説（主たる修正点）

（平成21年7月制定、令和6年3月改訂）

番号	変更内容	変更理由
1	P7附帯工作物調査算定要領第5条第7項の修正	木造建物調査積算要領〔軸組工法〕、木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法及び木質系プレハブ工法〕の制定により修正の必要が生じたため
2	その他、誤字脱字等の技術的修正	

石綿調査算定要領の解説（主たる修正点）

（令和2年4月制定、令和6年3月改訂）

番号	変更内容	変更理由
1	A18の①の文章の修正	石綿除去を含む建物解体の標準書単価が作成されたため。
2	A19の文章の修正	フローの変更及び木造建物調査積算要領〔軸組工法〕、木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法及び木質系プレハブ工法〕の制定により修正の必要が生じたため。
3	その他、誤字脱字等の技術的修正	

営業補償調査算定要領の解説（主たる修正点）

（平成3年4月制定、令和6年3月修正）

番号	変更内容	変更理由
1	QA58を修正	AP会議にて、平均賃金を、より分かりやすくする必要があったとの判断されたため。
2	QA73を新規追加	AP会議にて、フランチャイザーに関する補償の考え方を示す必要があると判断されたため。
3	その他、誤字脱字等の技術的修正	

地盤変動影響調査算定要領の解説（主たる修正点）

（平成27年3月制定、令和6年3月改訂）

番号	変更内容	変更理由
1	P8,15,16,P72にある木造建物調査積算要領の部分を修正	木造建物調査積算要領〔軸組工法〕、木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法及び木質系プレハブ工法〕の制定により修正の必要が生じたため
2	P20建物基礎の水準測量について、計測する箇所及び国土交通省公共測量作業規程との関係を説明。	建物基礎の水準測量について、左記変更内容を追記する必要があると判断されたため。
3	P42（写真撮影）基準の改正に伴い、解説の内容を修正した。	令和4年12月1日に地盤変動影響調査算定要領を改正したため。
4	その他、誤字脱字等の技術的修正	